



## 平成 30 年度 佐渡市新穂地区合同防災訓練実施計画(案)

■ 日時 平成 30 年 6 月 3 日(日) 午前 8 時 30 分 ～

5 月	水防月間
6 月	土砂災害防止月間（6 月第 1 日曜日を中心に訓練）
8 月 30 日～9 月 5 日	防災週間
11 月 5 日	津波防災の日
1 月 17 日	防災とボランティアの日

■ 場所 佐渡市新穂地区全域

トキのむら元気館、新穂行政サービスセンター

■ 主催 佐渡市、新穂地域づくり協議会(主管:生活安心部会)

■ 協力 新潟県佐渡地域振興局地域整備部 治水課、砂防課

■ 訓練参加機関・団体

国	-
新潟県	佐渡地域振興局地域整備部 治水課・治水課(大野分室)・砂防課 佐渡東警察署 新穂駐在所・潟上駐在所
佐渡市	総務部 総務課・防災管財課、市民福祉部 市民生活課・社会福祉課、建設部 建設課・上下水道課、消防本部、新穂行政サービスセンター
地区	自主防災会(21 団体)、消防団、民生委員児童委員、社会福祉協議会、 赤十字奉仕団、新穂建設業組合、地区住民・事業者、新穂地域づくり協議会

■ 訓練想定

新潟県北部に停滞していた梅雨前線が活発化し、佐渡地方を中心に豪雨が発生。これに伴い、新穂地区において洪水による河岸の決壊や堤防の越水、複数同時多発土砂災害が発生。

項 目	内 容												
誘 因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 梅雨前線の活発化に伴う豪雨 佐渡市で観測史上最大の 300mm/日の記録的な雨量を観測。 参考:大正 7 年から平成 23 年までの 95 年間に両津雨量局で計測された日最大雨量ランキング</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">順位</th> <th style="width: 35%;">雨量(mm)</th> <th style="width: 50%;">年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 位</td> <td style="text-align: center;">251.0</td> <td style="text-align: center;">S53.6.26</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 位</td> <td style="text-align: center;">197.0</td> <td style="text-align: center;">H14.7.15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 位</td> <td style="text-align: center;">194.0</td> <td style="text-align: center;">H10.8.4</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 参考 8.4 日最大雨量 新潟市 265mm/日、久知川ダム 270mm/日 大野ダム 246mm/日、新穂ダム 224mm/日</li> </ul>	順位	雨量(mm)	年月日	1 位	251.0	S53.6.26	2 位	197.0	H14.7.15	3 位	194.0	H10.8.4
順位	雨量(mm)	年月日											
1 位	251.0	S53.6.26											
2 位	197.0	H14.7.15											
3 位	194.0	H10.8.4											
災害事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大野川、国府川、行谷川が決壊。 天王川が越水、伊利川が超流。</li> <li>・ 各地で地すべり(2 箇所)、同時多発的な土砂災害(33 箇所)の発生。 大野川及び新穂川上流が河道閉塞。(2 箇所)</li> <li>・ 水源地と導水管が埋没流出し、地区全域が断水</li> <li>・ 道路冠水、土砂流出堆積及び破損等による交通途絶。 (県道 65 号線・237 号線、市道各所) 孤立集落の発生。</li> </ul>												

## ■ 訓練内容等

### 1 地 区

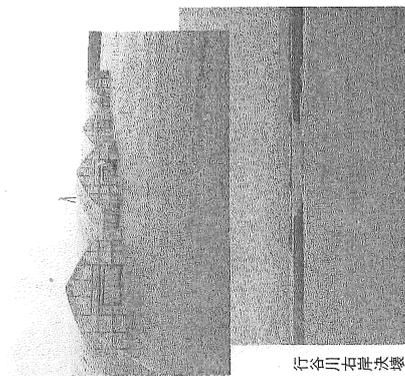
- (1) 情報収集・伝達訓練
- (2) 住民避難誘導訓練
- (3) 緊急時警戒訓練

### 2 トキのむら元気館

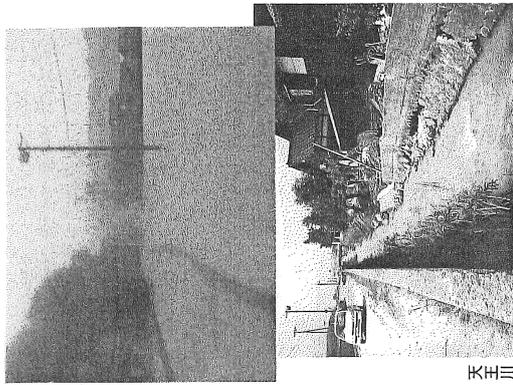
- (1) 避難所等開設・運営訓練
  - ① 避難場所開設・避難受入訓練
  - ② 防災資機材等輸送訓練
  - ③ 避難所運営組織設置訓練
    - ・ 避難者名簿作成訓練
    - ・ 運営本部・居住組・活動班設置訓練
  - ④ 避難所運営組織活動体験
    - ・ 避難所レイアウト
    - ・ 備蓄物資・資材受入れ配布
    - ・ 防災行政無線利用
    - ・ 仮設トイレ設置
    - ・ 炊出し
    - ・ 居住スペース体験 等
- (2) 応急給水訓練
- (3) 担架作成・搬送講習
- (4) 家具等転倒防止対策講習
- (5) 防災啓発・各種防災資機材展示

### 3 新穂行政サービスセンター

- (1) 学習型防災訓練(水防活動・土砂災害対策)
- (2) 重要水防箇所等合同パトロール
- (3) 防災資機材・備蓄物資確認



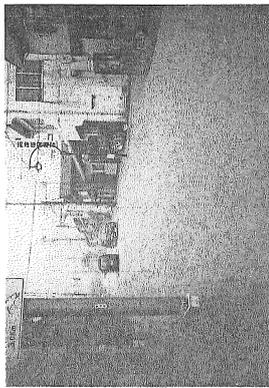
行谷川右岸決壊



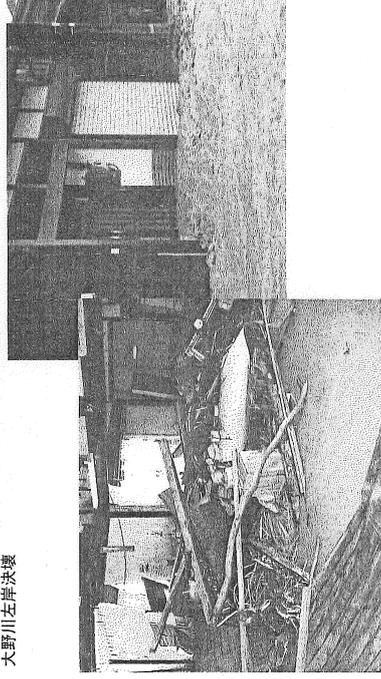
玉王川



大野川左岸決壊



新穂商店街



# 8・4梅雨前線豪雨災害速報

4日未明から停滞する梅雨前線の影響で新潟地方を襲った集中豪雨は、村内で一時間当たり46mm、3日降りはじめからの雨量は242mmとなり昨年6月の集中豪雨の記録を大きく上回り、記録的な大雨となった。

このため、村内を流れる普通河川をはじめ二級河川の氾濫があいつぐ中、4日午前10時大野川が決壊し、氾濫が郷平集落を襲い、68世帯約200人に避難勧告、多くの方が緊急避難した。また、濁流は新穂・鷹場・三協集落にも影響を及ぼし、一部の方が新穂小学校へ避難した。

さらに、二級河川国府川・行谷川・玉王川・長谷川があいついで決壊、溢水等をし、周辺住宅や水田などを水没させた。

また、水源地と導水管が完全に埋没流失し、5日朝5時から全域にわたる断水となり、自衛隊等による給水活動

と、時間給水で対応しているが、未だ完全復旧の見通しはたっていない。

この他にも村全域で大きな被害が出ており、村内の被害は8月6日現在で床上浸水76棟、床下浸水84棟、一般道路・農道・林道の決壊56箇所、河川の決壊15箇所、田の冠水153ヶ所、崖崩れ・土砂崩れ66箇所、被害総額は45億7,600万円(推定)となっている。

① 242 mm	平成10年 8月4日
② 167.5 mm	平成 9年 6月28日
③ 147 mm	昭和55年 8月26日
④ 133 mm	昭和59年 9月3日
⑤ 130.5 mm	平成 7年 8月3日
⑥ 121 mm	昭和51年 8月5日
⑦ 119 mm	昭和53年 6月25日
⑧ 118 mm	昭和58年 5月16日
⑨ 115 mm	平成 2年 8月17日
⑩ 112 mm	昭和47年 8月26日

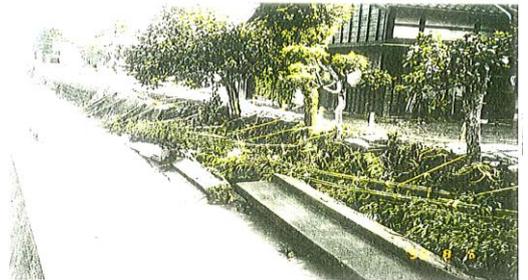
※この資料は、昭和47年4月以降の記録です。

大変ご迷惑をおかけしますが、新穂温泉は当分の間休館と致します

大野川



天王川



国府川



行谷川



## タイムスケジュール

時刻	訓練項目	実施団体等	備考
◆ 情報収集・伝達訓練(洪水)			
8:30	水防倉庫開放	SC	SC→建設(土のう搬入要請)
	放流3時間前情報伝達等	県(ダ)→市(建)	建設→防災→消防・SC
	避難準備・高齢者等避難開始発表	市(防)→県	
		市(防)→地区	個別受信機、警報車、TEL等
		県(ダ)→地区	放流警報スピーカー
避難準備・要配慮者等避難開始	自主防災会 外		
10:30	放流1時間前情報伝達等	県(ダ)→市(建)	建設→防災→消防・SC
	避難勧告発令	市(防)→県	
		市(防)→地区	個別受信機、警報車、TEL等
		県(ダ)→地区	放流警報スピーカー
住民避難	自主防災会 外		
10:50	洪水発生	自主防災会→市(SC)	SC→建設→防災→消防
		市(防)→県(治・ダ)	
		市(防)→警察	
	市サイレン吹鳴	市(防)→地区	
	洪水発生・避難指示(緊急)発令	市(防)→県	
		市(防)→警察	
		市(防)→地区	個別受信機、警報車、TEL等
県(ダ)→地区		放流警報スピーカー	
11:00	県サイレン吹鳴(放流30分前)	県(ダ)→地区	+警報車
11:30	県サイレン吹鳴(放流)	県(ダ)→地区	大野川ダム警報所
	放流開始情報伝達	県(ダ)→市(建)	建設→防災→消防・SC

## タイムスケジュール

時刻	訓練項目	実施団体等	備考
◆ 情報収集・伝達訓練(土砂災害)			
8:30	気象情報等の情報伝達	県(砂)→市(建)	建設→防災→消防・SC
	避難準備・高齢者等避難開始発表	市(防)→県	
		市(防)→地区	個別受信機、警報車、TEL 等
	避難準備・要配慮者等避難開始	自主防災会 外	警戒区域世帯への伝達
10:30	土砂災害警戒情報発令	県(砂)→市(建)	建設→防災→消防・SC
	土砂災害前兆現象報告	建設業者→市(建)	建設→防災→消防・SC
		市(防)→県(砂)	
	避難勧告発令	市(防)→県	
市(防)→地区		個別受信機、警報車、TEL 等	
	住民避難	自主防災会 外	警戒区域世帯への伝達
10:40	大雨特別警報(土砂災害)発令	気象台→市(防)	
10:50	土砂災害発生	自主防災会→市(SC)	SC→建設→防災→消防
		市(防)→県(砂)	
		市(防)→警察	
	市サイレン吹鳴	市(防)→地区	
	土砂災害発生・避難指示(緊急)発令	市(防)→県	
		市(防)→警察	
市(防)→地区		個別受信機、警報車、TEL 等	

### タイムスケジュール

時刻	訓練項目	実施団体等	備考
<b>◆ 住民避難誘導訓練</b>			
8:30	避難準備・高齢者等避難開始発表	市(防)	洪水、土砂災害
	避難準備・要配慮者等避難開始	自主防災会 外	
10:30	避難勧告発令	市(防)	洪水、土砂災害
	住民避難	自主防災会 外	
10:50	洪水、土砂災害、地震発生		地震2集落
	避難指示(緊急)発令	市(防)	洪水、土砂災害
11:30	避難者の確認、ふりかえり 等	自主防災会 外	トキのむら元気館

※ 要配慮者等避難支援 / 消防団、民生委員児童委員、社会福祉協議会

### タイムスケジュール

時刻	訓練項目	実施団体等	備考
<b>◆ 緊急時警戒訓練</b>			
9:30	○ 緊急時河川巡視手順の確認	県(治・ダ・砂)	会場：新穂行政 SC
	○ 緊急時土砂災害警戒区域等巡視手順の確認	市(防・建・消・SC) 建設事業者	
10:00	実地訓練開始	建設事業者	現地
10:30	河川巡視状況報告	建設事業者	事→県→市
	土砂災害前兆現象報告	建設事業者	事→市→県

タイムスケジュール

時刻	訓練項目	実施団体等	備考
◆ 避難所等開設・運営訓練			
8:30	防災啓発資料等展示	市(防・社)、社協	トキのむら元気館
	避難場所開設・避難受入れ	市(防・社)、社協	防災→SC
	物資・資機材搬出搬入等	市(防・社)、社協、SC	銀倉庫、SC 物資・資機材
	応急給水	市(水)	炊出し使用
	炊出し準備開始	赤十字	
9:00	土のう搬入( 袋)	市(建)	建設→SC
11:30	避難者受入完了		避難場所→防災→SC 外
	炊出し配給	赤、市(社)、社協	100 食
12:30	避難所運営本部の設置	協議会(SC)、自主防災会	
	あいさつ等	市、協議会(SC)、	
	居住組の設置	自主防災会	5 組(3.5 人×21 集落)
	活動班の設置		5 班(1 班 5 人)
	居住スペース体験		
13:20	活動班の仕事体験		
	物資・資機材搬出搬入等	市(消)、自主防災会	SC 駐車場待機→
	担架作成・搬送講習	市(消)、自主防災会	20 人程 20 分×2 回
	家具等転倒防止対策講習	市(消)、自主防災会	
14:10	ふりかえり	協議会(SC)、自主防災会	
14:20	地区住民防災訓練終了 総評	県、市、協議会、自主防災会	

## タイムスケジュール

時刻	訓練項目	実施団体等	備考
◆ 学習型防災訓練(水防活動・土砂災害対策)			
14:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川・土砂災害警戒監視</li> <li>○ 水防活動</li> <li>○ 関係機関との連携</li> <li>○ 重要水防箇所・土砂災害警戒区域 外</li> </ul>	県(治・ダ・砂) 市(防・建・消・SC) 新穂地域づくり協議会役員	新穂行政 SC 司会進行：県(治・砂)
16:00	重要水防箇所等合同パトロール	県(治・ダ・砂) 市(防・建・消・SC) 建設事業者 自主防災会 新穂地域づくり協議会役員	現地
17:30	防災資機材等確認		

各種訓練実施概要

1 情報収集・伝達訓練 / 地域(19/21 集落等)

- (1) 洪水 (皆川、舟下、下新穂、武井、郷平、上大野、井内、潟上、長畝、内巻、島、北方、新穂、馬場、三協)

○ 県佐渡地域振興局治水課大野分室 → 佐渡市
「雨量・ダム水位等の情報伝達」 「ただし書き操作開始 3 時間前の情報伝達」(避難準備・高齢者等避難開始) 「ただし書き操作開始 1 時間前の情報伝達」(避難勧告等発令)
○ 佐渡市 → 地区(佐渡市緊急情報システム+警報車+自主防災会・施設☎) → 県佐渡地域振興局治水課 外
○ 県佐渡地域振興局治水課大野分室 → 地区(放流警報スピーカー)
「雨量・ダム水位、異常出水による緊急放流等の情報伝達」 「避難準備・高齢者等避難開始発表の情報伝達」 「避難勧告等発令の情報伝達」
○ 自主防災会・消防団等 → 佐渡市
○ 佐渡市 → 地区(佐渡市緊急情報システム+警報車+自主防災会・施設☎)
○ → 県佐渡地域振興局治水課 外
○ 県佐渡地域振興局治水課大野分室 → 地区(放流警報スピーカー)
「洪水発生の情報伝達」 + 市屋外スピーカー サイレン吹鳴 「避難勧告等発令の情報伝達」
○ 県佐渡地域振興局治水課大野分室 → 地区(放流警報スピーカー等) 佐渡市
「ただし書き操作開始 30 分前」 サイレン吹鳴(大野川ダム以外)、警報車 「ただし書き操作開始」 サイレン吹鳴(大野川ダム)

- (2) 土砂災害 (上大野、上新穂、井内、瓜生屋、正明寺、田野沢、潟上)

○ 県佐渡地域振興局砂防課 → 佐渡市
「気象情報等の情報伝達 (レベル1)」
○ 佐渡市 → 地区(佐渡市緊急情報システム+警報車+自主防災会・施設☎)
○ → 県佐渡地域振興局砂防課 外
「避難準備・高齢者等避難開始発表の情報伝達」
○ 県佐渡地域振興局砂防課 → 佐渡市
○ 自主防災会・建設業者等 → 佐渡市
「土砂災害警戒情報発令の情報伝達(レベル2)」 「土砂災害前兆現象の情報伝達」
○ 佐渡市 → 地区(佐渡市緊急情報システム+警報車+自主防災会・施設☎)
○ → 県佐渡地域振興局砂防課 外
「避難勧告等発令の情報伝達」
○ 新潟地方気象台 → 佐渡市
○ 建設業者・消防団等 → 佐渡市 → 県佐渡地域振興局砂防課 外
○ 佐渡市 → 地区(佐渡市緊急情報システム+警報車+自主防災会・施設☎) 県佐渡地域振興局砂防課 外
「大雨特別警報(土砂災害)発令の情報伝達」 「土砂災害発生の情報伝達」 + 市屋外スピーカー サイレン吹鳴 「避難勧告等発令の情報伝達」

## 2 住民避難誘導訓練 / 地域 (21/21 集落等)

### (1) 自主防災会

自宅から自主防災会が決めた避難集合場所(防災活動拠点施設)へ避難後、指定緊急避難場所へ避難する訓練を実施する。

- 各戸で用意している「非常持出品」を持って避難する。
  - 隣近所に声を掛けながら、一緒に避難する。
  - 避難集合場所では、集まる予定の人たちの安否を確認する。  
また、周辺の被害を確認する。(自主防災会から、土砂災害警戒区域内世帯への避難情報の伝達訓練を含む)
  - 要配慮者等一人で行動できない方の家を複数(民生委員や集落役員等)で訪ねて、安否を確認する。
  - 避難者は、危険箇所や「新穂地区防災ガイド」に示す災害時の行動等を意識して避難する。
- ・ 避難時の危険箇所や避難時間を把握するとともに、避難経路を検証する。
  - ・ 避難情報の収集と隣近所へ伝達する方法を検証する。
  - ・ 要配慮者の支援にかかる時間や留意点などを検証する。
  - ・ 自動車避難における避難ルートや避難時間、留意点などを検証する。
- ※ 自動車避難を実施する場合は、自動車保険の加入状況を確認する。

#### 要配慮者支援の避難訓練を実施する場合

- あらかじめ「支援する人」「支援される人」を決めておき、「支援する人」は「支援される人」のところに向かい、避難に必要な支援を行いながら避難集合場所・指定緊急避難場所へ向かいます。
- 避難行動要支援者名簿に登録されている方が「支援される人」となって、訓練を行うことが想定されますが、安全面の観点から、健常者が「支援される人」を担うことも考えられます。
- 支援体制や避難にかかった時間を記録し、訓練後の検証に役立てましょう。
- 支援する際は、安全面に十分配慮しながら、危険のない範囲で避難しましょう。

※ 洪水・土砂災害想定集落以外の2集落は、大規模な地震発生を想定して、住民避難・誘導訓練を実施する。(避難集合場所への徒歩避難)

### (2) 消防団・民生委員児童委員など

自主防災会と連携・協力して、避難行動要支援者名簿をもとに、避難情報の伝達、安否確認、避難誘導などの避難支援訓練を実施する。

### 3 緊急時警戒訓練 / 地域(建設会社等)

#### (1) 緊急時河川巡視訓練

県佐渡地域振興局と協定を結んでいる建設業協会佐渡支部に加盟する建設会社が参加して、次の訓練を行う

- ① 緊急時河川巡視手順の確認
- ② 実地訓練
- ③ 携帯電話等を利用した状況報告 → 県佐渡地域振興局 → 佐渡市

#### (2) 緊急時土砂災害警戒区域等巡視訓練

佐渡市と協定を結んでいる新穂建設業組合に加盟する建設会社が参加して、次の訓練を行う

- ① 緊急時土砂災害警戒区域等巡視手順の確認
- ② 実地訓練
- ③ 携帯電話等を利用した状況報告 → 佐渡市 → 県佐渡地域振興局

#### (3) 河川・土砂災害監視訓練

(後述)

### 4 避難所等開設・運営訓練 / トキのむら元気館

指定緊急避難場所(以下「避難場所」)及び指定避難所(以下「避難所」)の開設・運営における、基本事項を確認する訓練を実施する。

- ・ 避難所開設までの一連の流れを理解し、検証する。
- ・ 避難所を運営する際の役割分担のイメージをつかむ。
- ・ 避難所で使用できる諸室や備蓄品を把握する。
- ・ 各自で防災備蓄することの重要性を理解する。

#### (1) 避難場所開設・避難受入訓練

「佐渡市地域防災計画」及び「佐渡市災害対策マニュアル」等に基づき、避難場所を開設し、避難者を受け入れる。

- 避難勧告等の発令前には、市職員に避難場所の開設を指示。
- 避難場所及び周辺の被害状況と危険度等の確認。
- 施設の安全点検。
- 避難スペースの確保。
- 避難場所出入口付近で避難者を誘導するため、「誘導係」を配置し、自主防災会単位で集合するように声掛けする。
- 避難場所に入場するため、スリッパ、傘たて、ブルーシート等を施設で用意する。
- 避難場所駐車場は避難車両進入禁止とし、出入口付近にバリケードを設置する。なお、自動車避難における駐車場は、新穂行政サービスセンター横観光駐車場を使用する。
- 避難受入においては、受付を設置しない。

(2) 防災資機材等輸送訓練

① 水防資機材輸送訓練

平成10年に発生した8.4水害においては、土のう2,950袋を使用した。

河川名	使用数量	内備蓄	内購入・現地徴収
大野川	1,000	1,000	0
国府川	1,000	1,000	0
行谷川	500	0	500
天王川	400	300	100
伊利川	50	50	0
計	2,950	2,350	600

新穂地区水防倉庫においては、土のうを250袋備蓄しているが、万一の時の水防活動に支障が生じる恐れがあることから、土のうの輸送・搬入訓練を実施して、新穂地区水防倉庫に備蓄する。( 袋)

② 備蓄物資・資材輸送訓練

市防災センター、新穂小学校銀倉庫及び新穂行政サービスセンターにおいて備蓄してある物資・資機材を搬出・搬送し、避難場所・避難所へ搬入する訓練を実施する。

なお搬入した物資・資機材は、避難所運営本部等設置・運営訓練において使用する。

市防災センター	組み立て式トイレ(2個)、インバーター発電機(1台)、LEDバルーン投光機(1台)、万能袋(50袋)
新穂行政サービスセンター	カセット発電機(1台)、バルーン投光機(1台)、簡易間仕切り(6台)
銀倉庫 (新穂小学校)	マット(21本)、エアマット(21個)、水(人数分)、パワーバランス(人数分/2)、毛布(21枚)

※ 銀倉庫及び新穂行政サービスセンター備蓄物資・資機材は、避難場所開設時に市職員が搬出・搬送、搬入する。

(3) 避難所運営組織設置訓練

避難所運営本部、居住組及び活動班を組織して、自治組織を結成する。

- 避難所運営本部長1名、副本部長2名を選出する。  
(訓練においては、新穂地域づくり協議会役員が担う。)
- ・ 本部長あいさつ、本部役員紹介
- ・ 訓練の流れを説明
- 本部長は、居住組の組織づくりを指示する。
- 1つの組は、20人程度で構成する。
- 居住組で集まり、当日の参加者の中から組長を選出して、本部へ報告する。
- 本部長は、組長へ組番号を伝え、居住組名簿(簡易避難者名簿)の作成を指示する。

### 居住組とは・・・？

- ① 避難所の居住区画に基いて、居住組を構成し、組長を選出します。
  - ・ 組長は、組員の人数確認等を行うと同時に、組員の意見をまとめて運営会議へ提出する代表者の役割を担います。
- ② 組長のほか、居住組ごとに活動班員5名を選出します。
  - ・ 各活動班員は居住組の代表として避難所運営のための諸活動の中心となります。
- ③ 居住組の目安は、1人の組長の目の行き届く20人程度です。
  - ・ 子どもが多い場合は、人数を適宜調整して設定します。
- ④ 居住組として当番で行わなければならない仕事には、清掃、炊出し、生活用水の確保などがあります。この他にも避難所で定めた当番は、組員が協力して行います。

- 居住組名簿(簡易避難者名簿)は、組員に回して記入する。
- 記入している間に、活動班員を選出し、居住組名簿にも活動班員を表記する。
- 組長は、記入した居住組名簿を本部に提出する。

### 居住組名簿(簡易避難者名簿)

組								
氏名	性別	組長	避難者管理班	情報班	保健・衛生班	施設管理班	食糧・物資班	備考
1	男・女							
2								
3								

### 活動班とは・・・？

活動班	活動内容
避難者管理班	名簿の更新管理、各種問合せ・取材対応、郵便物・宅配便取次ぎ
情報班	避難所外の情報収集、避難所外への情報発信、避難所内への情報発信、安否確認実施協力機関等の関係機関への情報提供
食糧・物資班	食糧・物資の調達、食糧・物資の管理・配給、炊出し
施設管理班	危険箇所の把握と対応、防火・防犯
保健・衛生班	衛生管理、ゴミ、風呂、トイレ、清掃、ペット、医療介護活動、生活用水の調達・管理
総務ボランティア班	ボランティアの受入・本部会議の事務局、記録、生活ルール作成、その他 ※ 訓練では設置しない。

(4) 避難所運営組織活動体験

活動班の仕事を経験することにより、避難所運営の諸活動を理解する。

- 各活動班で集まり、班長を選出して、本部へ報告する。(班員名簿)
- 本部長は、活動班の資料を班長に渡す。
- 班長は、仕事内容について、資料を用いて説明し、活動体験を開始する。

避難者管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 簡易避難者名簿の作成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各居住組の名簿を回収し、避難者の状況(現在人員、男女内訳等)を整理する。</li> <li>・整理した避難者状況を「運営本部」と「情報班」へ報告する。</li> </ul> </li> <li>◆ 避難行動要支援者の確認               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の保管場所を把握し、避難状況を確認する。</li> </ul> </li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 情報掲示板の作成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの避難者の目に触れる場所に情報掲示板を設置する。</li> <li>・「情報掲示板作成例」を参考に、情報を内容別に分類する。</li> <li>・「施設管理班」や「保健・衛生班」「避難者管理班」の確認結果を情報掲示板に張り出す。</li> </ul> </li> <li>◆ 防災行政無線の体験利用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線を使い、市災害対策本部へ被災状況や避難者数、施設の状況等を報告する。</li> <li>・災害情報を収集する。</li> </ul> </li> </ul>
食糧・物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 食糧・物資の確認、調達、配布               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新穂行政サービスセンターから備蓄物資・資材の一部を搬出する。(ポリバケツ大5、給水用ポリタンク(20L)10等)</li> <li>・避難所の食糧・物資をチェックし、「避難所備蓄品管理簿」に記入して、管理する。</li> <li>・マット、エアマット、毛布、食糧(バランスパワー)、水(500ml)を各組に配給する。</li> <li>・発電機・投光機、組み立て式トイレ、万能袋等の調達を「本部」と「情報班」に報告・伝達して、市災害対策本部に要請、受け入れる。</li> </ul> </li> </ul>
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 危険箇所がある場合の対処方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の屋内や屋外を見て歩き、危険箇所等を確認する。</li> <li>・あらかじめ決めておいた仮想の危険箇所にバリケードするなど立ち入り禁止の措置をする。</li> <li>・確認が終わったら、危険箇所を避難施設の図面にチェックし、「本部」と「情報班」へ報告・伝達する。</li> </ul> </li> <li>◆ 防火・防犯               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内は火気厳禁・禁煙とし、喫煙場所を設置する。</li> <li>・夜間当直当番を決めて、巡回する。</li> <li>・日中は入口付近に受付を設け、外来者等の出入りをチェックする。(夜間は原則閉鎖する。)</li> <li>・停電に備え、発電機・投光機の調達を「食糧・物資班」に要請し、避難所に設置する。(設置場所の検討)</li> </ul> </li> </ul>

保健・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難所レイアウト体験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所図面上で必要施設(トイレ、ゴミ集積場所等)の配置をどこにするか検討する。</li> <li>・確認が終わったら、図面上に必要施設の設置場所を記し、「本部」と「情報班」へ報告・伝達する。</li> </ul> </li> <li>◆ 仮設トイレの設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組み立て式トイレの調達を「食糧・物資班」に要請し、避難所に設置する。(設置場所の検討)</li> </ul> </li> <li>◆ 生活水の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水車の派遣を「本部」と「情報班」に報告・伝達して、市災害対策本部に要請する。</li> </ul> </li> </ul>
総務・ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 記録 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練で実際にかかった時間を記録し、タイムテーブルとの比較を行った上で課題もあわせて記入する。</li> <li>・訓練の様子を写真撮影する。</li> </ul> </li> <li>◆ 他の活動班のサポート <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加の規模によって、備蓄品の搬出などを手伝う。</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 訓練では、佐渡市社会福祉協議会畑野支所新穂地域センター及び新穂行政サービスセンターを中心に行う。</p>

- 活動班の訓練が終わったら、班長は本部へ訓練内容を報告する。
- 本部は、班長にチェックシートを渡す。
- 班長は、班員にチェックシートを渡し、訓練の振り返りを行う。

#### 5 担架作成・搬送講習 / トキのむら元気館

避難所運営組織活動体験において、活動班に選出されていない組員を対象として、担架作成・搬送訓練を実施する。

講師：佐渡市消防本部

救助搬送用人形(40kg)等使用

- 1人搬送、2人搬送訓練
- 椅子や毛布など身近なものを使った搬送訓練
- 搬送における注意事項など

#### 6 家具等転倒防止対策講習 / トキのむら元気館

避難所運営組織活動体験において、活動班に選出されていない組員を対象として、家具等転倒防止対策講習を実施する。

講師：佐渡市消防本部

- 地域の自主防災会等が、避難行動要支援者等の家庭に、家具の転倒防止器具を取り付ける活動の仕組みづくり

7 応急給水訓練 / トキのむら元気館

避難所で使用する飲料・調理用水、手洗い・洗顔・食器洗い用水、トイレ用水を確保するとともに、在宅被災者にも給水して生活用水を確保するため、避難所敷地内に給水所を開設する訓練を実施する。

- 佐渡市上下水道課 給水車、給水用1tタンク、非常用飲料水用袋(6L用)
- テント

8 防災啓発・各種防災資機材展示 / トキのむら元気館

洪水、土砂災害、津波、地震等の防災啓発のため、各種展示を行う。

9 学習型防災訓練 / 新穂行政 SC

佐渡市及び県佐渡地域振興局が参加して、学習型防災訓練を実施する。

- ① 河川・土砂災害監視、水防活動などの確認
- ② 河道閉塞、地すべり、複数の同時多発災害の被害予測と対応 等

10 重要水防箇所等合同パトロール / 現地

洪水時や土砂災害発生時の監視・巡視・水防活動を行うにあたり、特に注意する必要のある箇所について、佐渡市及び県佐渡地域振興局等とともに、合同パトロールを実施する。

11 防災資機材・備蓄物資確認 / 新穂行政 SC

水防備蓄資機材などを佐渡市及び県佐渡地域振興局等とともに確認する。

